

令和 7 年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金交付要綱

（目的及び交付）

第 1 条 市長は、食料品価格の高騰の影響を受けている障がい福祉サービス等を提供する事業所等に対し、食材費に係る経費を支援することにより、利用者が安心して障がい福祉サービス等を受けられる環境を維持するため、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金（以下「支援給付金」という。）を交付する。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 入所系事業所等 本市に所在し、本市の指定を受けた療養介護事業、短期入所（空床利用型を除く。）事業、自立訓練（宿泊型に限る。）事業又は共同生活援助事業を行う事業所及び施設入所支援を行う障がい者支援施設並びに福祉ホームをいう。

(2) 通所系事業所 本市に所在する次に掲げる事業所をいう。

ア 本市の指定を受けた生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、自立訓練（宿泊型を除く。）事業、児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業を行う事業所

イ 本市に登録のある障がい者自立支援訓練事業、生活訓練等事業、日中短期入所事業又はタイムケア事業を行う事業所

2 この要綱において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び山形市地域生活支援事業者の登録等に関する要綱（平成 18 年 10 月 1 日施行）において使用する用語の例による。

（交付対象期間）

第 3 条 支援給付金の交付の対象となる期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。

（交付対象者）

第 4 条 支援給付金の交付の対象となる者は、支援給付金の交付申請の時点において、入所系事業所等又は通所系事業所（以下「事業所等」という。）を運営し、かつ、交付申請の時点及び交付申請の日以後においても当該事業所等において利用者に対し食事を提供する法人と

する。

（支援給付金の額）

第5条 支援給付金の額は、別表のとおりとする。

（支援給付金の申請）

第6条 支援給付金の交付を受けようとする者は、令和7年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式第2号）
- (2) 振込先口座情報（別記様式第3号）
- (3) 運営規程又は重要事項説明書（食費の金額が記載された書類）（通所系事業所に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う場合において、複数の事業所等を運営する法人にあっては、当該複数の事業所等について一括して申請するものとする。

3 第1項の規定による申請の期間は、市長が別に定める期間とする。

（交付決定内容の通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支援給付金の交付の適否を決定し、その旨を令和7年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に対し通知するものとする。

（支援給付金の支払）

第8条 市長は、前条の規定により支援給付金の交付を決定したときは、当該交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、支援給付金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援給付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業所等における障がい福祉サービス等の休止若しくは廃止又は食事の提供の停止により支援給付金の交付の決定に係る当該事業所等における食事の提供月数に変更が生ずることが明らかになったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援給付金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に反する行為があったとき。

(4) その他市長が支援給付金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を令和7年度山形市障がい福祉サービス事業所等食材費支援給付金交付決定取消通知書（別記様式第5号）により当該交付決定者に対し通知する。

（支援給付金の返還）

第10条 交付決定者は、前条第1項の規定により支援給付金の交付の決定を取り消されたときは、市長の請求に応じ、支援給付金を返還しなければならない。

（調査等）

第11条 市長は、支援給付金の交付に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（関係書類の整理保管）

第12条 交付決定者は、支援給付金に係る関係書類を支援給付金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月20日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	対象サービス種別（※1）	支援項目	基準単価	積算方法（※2）	交付金額
1 入所系事業所等	【障がい福祉サービス】 療養介護 短期入所（空床利用型を除く。） 施設入所支援 自立訓練（宿泊型に限る。） 共同生活援助 【地域生活支援】 福祉ホーム	食材費	1, 3 0 0 円/人	基準単価×定員数×食事を提供する月数	左記の積算方法で求めた額の1／2
2 通所系事業所	【障がい福祉サービス】 生活介護 就労移行支援 就労継続支援 自立訓練（宿泊型を除く。） 【障がい児通所支援】 児童発達支援 放課後等デイサービス 【地域生活支援】 障がい者自立支援訓練 生活訓練等 日中短期入所 タイムケア	食材費	3 5 0 円/人	基準単価×定員数×食事を提供する月数	左記の積算方法で求めた額の1／2

※1 対象サービス種別について

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている多機能型事業所は、1つの事業所として取り扱う。

※2 積算方法について

- ・定員数は、本市に提出している事業所等の運営規程等に記載されている定員数とする。
- ・児童発達支援と放課後等デイサービスの両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている多機能型事業所は、1日の定員数を上限とする。
（例）同一所在地で放課後等デイサービスを月曜日～金曜日に定員10人、児童発達支援を土曜日に定員10人として運営する多機能型事業所の場合、申請するサービス種別は放課後等デイサービス、定員は10人として取り扱う。
- ・年度の途中で定員数に変更があった場合、月ごとにその定員数に応じた員数とする。
（例）4月～8月（5か月）の定員：10名、9月～翌年3月（7か月）の定員：15名の場合、
積算方法は、基準単価×10名×5か月＋基準単価×15名×7か月とする。